

# 川崎市立川崎小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

### 学校教育目標

- 『よく考える子』（創造的思考）
- 『思いやりのある子』（豊かな情操）
- 『健康で、たくましい子』（生命尊重・体力）
- 『やりぬく子』（実践力）

### 学校経営方針

- 1 全員が挙手して学ぶ、主体的な授業の実現
- 2 学習問題解決の話し合いを重視した授業の充実
- 3 問題を話し合い、解決できる規範のある集団づくり

### めざす子ども像

- 1 いじめ・暴力・差別を許さない子
- 2 進んで挙手して主体的に学ぶ子
- 3 人と協力して問題解決できる子

### 中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 地域とともにある学校
○学習問題の解決の話し合いを重視して、思考力・判断力・表現力・創造力を養う。	○生活の問題を話し合い、みんなの問題として捉え、解決していくことができる規範のある集団づくりをする。	○学年ごとに、実行委員会を中心に、自分たちのアイデアを生かした学年行事を実施して、主体性、協力する大切さを養う。	○授業公開を多くして、児童の様子を客観的に捉えた意見をもらい、よりよい教育活動を実践する。

### 短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○全員が挙手して、主体的に活動する授業の実施 ○課題解決の話し合いの充実 ○資質・能力を育成する主体的・対話的で深い学びの実現	○注意を受け入れ向上させる態度の育成 ○思いやりをもって注意する態度の育成 ○助け合い、高め合い、認め合う態度の育成	○自分たちで学校生活を充実させるための手立てを考え、協力して実現するための努力ができる児童の育成をめざす。	○公開授業の充実 ○教育ボランティアを充実させ、学校教育への理解を広げる。 ○地域の人の授業へのかかわりを広げる。
-----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

### 重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の学習を通して、人とかかわり方や教え合うことや助け合うことの大切さを実感させる。</li> <li>・習得と活用のバランスを検討する。</li> <li>・人と協調して学習問題を解決する授業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の生活上の問題を捉え、話し合いで、解決する場の充実</li> <li>・授業や生活の全ての活動で、助け合い、認め合い、みんながよくなる働きかけを重視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会を中心にした学年行事を実践していく。</li> <li>・あらゆる行事への取組を、児童が主体になって行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ボランティアの日常化をめざす。</li> <li>・社会科、生活科、家庭科で、地域の人とかかわる授業を実践する。</li> <li>・学校運営協議会を通して学校における取組を知らせていく。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任（以下教務）、  
学年主任、児童指導担当、支援教育コーディネーター（以下支援教育 CO）、  
教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証（校長・支援教育 CO）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・（校長・支援教育 CO・教務・各学年）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・（校長・支援教育 CO）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・（校長・教務・支援教育 CO）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・（道徳主任・各学年）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・（校長・教頭・教務・支援教育 CO）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・（支援教育 CO）  
1年・・・・・・・・・・（1年学年主任）                    2年・・・・・・・・・・（2年学年主任）  
3年・・・・・・・・・・（3年学年主任）                    4年・・・・・・・・・・（4年学年主任）  
5年・・・・・・・・・・（5年学年主任）                    6年・・・・・・・・・・（6年学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（教頭・教育相談担当・養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（支援教育 CO）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・・・（代表委員会担当）
- ・PTA校外交通委員会との連携・・・・・・・・・・（教務・教頭）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（地域教育会議担当・教務）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・（校長・教務・支援教育 CO）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（校長・支援教育 CO）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・（校長・支援教育 CO）

## 7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止等対策の基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担の確認 ・年間指導計画の確認、</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の研修会</li> <li>・学級集団としての規範づくりについての研修会</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの研修会</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の設定に関する研修会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラム効果測定（児童の実態把握）</li> <li>・学校生活アンケート実施に向けた内容と活用方法と年間活用計画の検討</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケート実施・アンケート結果を受けて校内いじめ防止対策会議</li> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラム実施</li> </ul> <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組（いじめ防止を議題として代表委員会で話し合う）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認 ・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・川崎市 SOS の出し方受け止め方教育の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止対策に関する研修会</li> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の研修会</li> <li>・学級集団としての規範づくりについての研修会</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの研修会</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の設定に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケート実施・アンケート結果を受けて校内いじめ防止対策会議</li> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラム効果測定（学級経営、実施したプログラムの効果検証）</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>

1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> </ul>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラム実施</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回学校生活アンケート実施・アンケート結果を受けて校内いじめ防止対策会議</li> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員挙手して、主体的に活動する授業の実践</li> <li>・学級集団としての規範づくりの実践</li> <li>・助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う学級づくりの実践</li> <li>・学級の問題の解決のための話し合いの場の活用</li> <li>・各学級の指導経過と今後の指導の方向性について確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラム効果測定（指導の成果と課題）</li> <li>・【学校体制振り返り月間】の取組 いじめ防止対策の振り返り→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りを受けて、各学級の今後の指導の方向性について見直しと確認</li> <li>・振り返りを受けて、来年度に向けての基本方針の見直しと確認</li> </ul>

◎本校のいじめ防止に向けた取組

全員が自分の考えを気軽に出し合うことができ、助け合い、教え合い、誰一人取り残すことなく、みんなが良くなるという価値観のある学び合いができる学級集団づくりをする。

みんなで助け合い、認め合い、注意し合い、高め合う、一人ひとりが認められ、大切にされる規範のある学級集団づくりをして、その規範に基づいて一人ひとりが行動できるようにする。

生活上の問題点は、みんなの問題として解決する話し合いの場を設けて、問題解決の話し合いを重視して、学級集団の規範づくりをして、その規範に基づいて行動できるようにする。

## 児童の自主的な取組

### [自主的な企画・運営]

- ・児童が自分達で学校をよくするための主体的な話し合いや、協力して実践する児童会活動が行われるようにしていく。
- ・各学年で、実行委員を中心にして、いろいろなアイデアを出し合い、多様な考え方があることを理解して、みんなで協力したり、折り合いをつけたりして、やり遂げる学年の活動を実施する。
- ・学年や学級において、あらゆる活動が、教師主導ではなく、児童が主体となって取り組むことができるように、教師が指導と支援をしていく。

### [交流活動の活性化]

- ・ペア学年の活動が自然に日常化を図れるようにいき、面倒を見たり、世話をしてもらったりすることを通して、学年間の交流を深めて、思いやりと感謝の気持ちを育てていく。

### [啓発活動]

- ・いじめ防止について、代表委員会の議題として取り上げ、全校に周知して、いじめ防止の大切さについて意識化を図る。

## 保護者の取組（P T A活動）

- ・いじめの考え方について、情報を共有化していく。
- ・P T A活動において、いじめ防止の取組についての理解を深めていく。

## 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校との情報共有化